シナネンでんき　料金表

（東北エリア）

（2026 年 10 月 31 日までキヤノンマーケティングジャパン株式会社から電力の供給を受けていたお客さまに適用）

取次用

目次

1　適用対象となるお客さま - 1 -
2　料金表の変更 - 1 -
3　料金単価に係る消費税等相当額 - 1 -
4　電気料金 - 1 -
5　その他 - 2 -

附 則 **- 3 -**

別表 **- 4 -**

1　適用対象となるお客さま

このシナネンでんき料金表（東北エリア）（2026 年 10 月 31 日までキヤノンマーケティングジャパン株式会社から電力の供給を受けていたお客さまに適用）取次用（以下「料金表」といいます。）は、2026 年 10 月 31 日までキヤノンマーケティングジャパン株式会社から低圧にて東北エリアにおいて電力の供給を受けており、「キヤノンマーケティングジャパン株式会社を小売電気事業者とする電気需給契約の承継に関する特則」が適用されることにより、2026 年 11 月 1 日以降、電気需給約款（低圧／取次用／シナネン株式会社 Powered by シナネンエナジーテック株式会社）（以下「約款」といいます。）が適用されるお客さまに適用いたします。

2　料金表の変更

(1)　当社は、約款第 2 条の規定に従い、この料金表を変更することがあります。

(2)　消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この料金表を 変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。

3　料金単価に係る消費税等相当額

この料金表の料金単価は、消費税等相当額を含んだ単価を記載しております。

4　電気料金

(1)　電気料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)（再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は別表 2（燃料費調整）(4)（燃料費調整額）および別表 3（離島ユニバーサルサービス調整）(4)（離島ユニバーサルサービス調整額）を加えたものといたします。

(2)　基本料金および電力量料金は、次のとおりとします（価格はすべて税込）。

イ　シナネンでんき B（旧契約種別：従量電灯 B）

i.　基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。

契約電流 10 アンペア	410 円 71 銭
契約電流 15 アンペア	616 円 07 銭
契約電流 20 アンペア	821 円 42 銭
契約電流 30 アンペア	1,232 円 13 銭
契約電流 40 アンペア	1,642 円 84 銭
契約電流 50 アンペア	2,053 円 55 銭
契約電流 60 アンペア	2,464 円 26 銭

ii.　電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 300kWh まで	34 円 43 銭
300kWh をこえる	39 円 38 銭

ロ　シナネンでんき C（旧契約種別：従量電灯 C）

i.　基本料金

基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。

契約容量１キロボルトアンペアにつき	410 円 71 銭

ii.　電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 300kWh まで	36 円 20 銭
300kWh をこえる	41 円 28 銭

ハ　シナネン低圧電力（旧契約種別：低圧電力）

i.　基本料金

基本料金は、１月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。

契約容量１キロワットにつき	1,335 円 78 銭

ii.　電力量料金

電力量料金は、その１月の使用電力量によって算定いたします。

1kWh につき	27 円 22 銭

5　その他

この料金表に定めのない事項については､約款に定めるところによるものといたします。

附 則

1　料金表の実施期日

この料金表は 2026 年 11 月 1 日より施行するものとします。

別表

１．再生可能エネルギー発電促進賦課金

（１）再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめお知らせいたします。

（２）再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 5 月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の 4 月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

（３）再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ　再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ　お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金については、お客さまからの申出の直後の 5 月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の 4 月の料金に係る計量期間等の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じて得た金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てます。

２．燃料費調整

（１）平均燃料価格

平均燃料価格は、原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格を意味し、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値とします。なお、平均燃料価格は、１００円単位とし、１００円未満の端数は１０円の位で四捨五入とします。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ
Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格
Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格
Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格
α＝０．０２５９
β＝０．２５６３
γ＝０．８９１５
なお、各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格、１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は１円とし、その端数は小数点以下第１位で四捨五入とします。

（２）燃料費調整単価
燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値とします。なお、燃料費調整単価の単位は、１銭とし、その端数は小数点以下第１位で四捨五入とします。
燃料費調整単価＝（平均燃料価格－８３，５００円）×（５）の基準単価　÷　１，０００

（３）燃料費調整単価の適用
各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用します。
なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりとします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から３月３１日までの期間	その年の６月の料金にかかわる計量期間等
毎年２月１日から４月３０日までの期間	その年の７月の料金にかかわる計量期間等
毎年３月１日から５月３１日までの期間	その年の８月の料金にかかわる計量期間等
毎年４月１日から６月３０日までの期間	その年の９月の料金にかかわる計量期間等
毎年５月１日から７月３１日までの期間	その年の１０月の料金にかかわる計量期間等
毎年６月１日から８月３１日までの期間	その年の１１月の料金にかかわる計量期間等
毎年７月１日から９月３０日までの期間	その年の１２月の料金にかかわる計量期間等
毎年８月１日から１０月３１日までの期間	翌年の１月の料金にかかわる計量期間等
毎年９月１日から１１月３０日までの期間	翌年の２月の料金にかかわる計量期間等
毎年１０月１日から１２月３１日までの期間	翌年の３月の料金にかかわる計量期間等
毎年１１月１日から翌年の１月３１日までの期間	翌年の４月の料金にかかわる計量期間等
毎年１２月１日から翌年の２月２８日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の２月２９日までの期間）	翌年の５月の料金にかかわる計量期間等

（４）燃料費調整額
燃料費調整額は、その１月の使用電力量に（２）によって算定された燃料費調整単価を適用して算定するものとします。

（５）基準単価
基準単価は、平均燃料価格が１，０００円変動した場合の値とし、次のとおりとします。

	基準単価

	１キロワット時につき
低圧供給の場合	１９銭７厘

３．離島ユニバーサルサービス調整

（１）離島平均燃料価格

原油換算値１ キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき次の算式によって算定された値とします。なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は 10 円の位で四捨五入とします。

離島平均燃料価格＝Ａ×α

Ａ＝各離島平均燃料価格算定期間における１ キロリットル当たりの平均原油価格

α＝1.0000

なお、各離島平均燃料価格算定期間における１ キロリットル当たりの平均原油価格の単位は１ 円とし、その端数は、小数点以下第１ 位で四捨五入とします。

（２） 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、次の算式によって算定された値とします。なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は １ 銭とし、その端数は小数点以下第 １ 位で四捨五入とします。

ア　離島平均燃料価格が 119,000 円を下回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価＝(離島平均燃料価格－79,300 円）×（５）の離島基準単価÷1,000

イ　離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価＝(119,000－79,300 円）×（５）の離島基準単価÷1,000

（３）離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価はその離島平均燃料価格算定期間に対応する次の離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

離島平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス 調整単価適用期間
毎年１月１日から３月３１日までの期間	その年の６月の料金にかかわる計量期間等
毎年２月１日から４月３０日までの期間	その年の７月の料金にかかわる計量期間等
毎年３月１日から５月３１日までの期間	その年の８月の料金にかかわる計量期間等
毎年４月１日から６月３０日までの期間	その年の９月の料金にかかわる計量期間等
毎年５月１日から７月３１日までの期間	その年の１０月の料金にかかわる計量期間等
毎年６月１日から８月３１日までの期間	その年の１１月の料金にかかわる計量期間等

毎年７月１日から９月３０日までの期間	その年の１２月の料金にかかわる計量期間等
毎年８月１日から１０月３１日までの期間	翌年の１月の料金にかかわる計量期間等
毎年９月１日から１１月３０日までの期間	翌年の２月の料金にかかわる計量期間等
毎年１０月１日から１２月３１日までの期間	翌年の３月の料金にかかわる計量期間等
毎年１１月１日から翌年の１月３１日までの期間	翌年の４月の料金にかかわる計量期間等
毎年１２月１日から翌年の２月２８日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の２月２９日までの期間）	翌年の５月の料金にかかわる計量期間等

（４） 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その１ 月の使用電力量に（２）によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定します。

（５） 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とします。

	基準単価
	１キロワット時につき
低圧供給の場合	１厘

以上